令和８年 11 月６日

こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ
臨時的任用職員（事務職員）募集要項

１ 募集内容

（１）採用予定人数　１名

（２）職務内容

母子保健グループにて実施している次の業務に関すること

・委託事業者との契約及び支払いに関すること

・委託事業者、区保健福祉センターからの問い合せに対する対応　など

・その他、母子保健関連事務補助

（３）任用期間

令和９年１月１日（金曜日）　から　令和９年３月 31 日（水曜日）

（４）勤務場所

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課（大阪市北区中之島 1-3-20　２階）

２　応募資格

次のすべてに該当する者

（１）令和８年４月１日現在、満 18 歳以上の者

（２）地方公務員法第 16 条各号に該当しない者

（３）Word、Excel などパソコンの基本操作ができること

（４）日本国籍を有する者

地方公務員法（抜粋）

（欠格事項）

第 16 条　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

１　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を通過しない者

３　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

４　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

臨時的任用職員の採用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職につくことはできないという原則）に基づき行わ

れます。

3　選考方法等

（１）論文試験（事前課題）

課題「母子保健関連事務に従事するにあたって、あなたの知識や経験等をどのように生かしていくことができるか具体的に述べてください。」（800 字程度）

（２）面接試験（１人あたり 15 分程度）

主として人物について面接を行います。

（３）合格者の決定方法

・論文試験及び面接試験の合計点により合否を決定し、合計得点が一定点数以上のものを合格とします。ただし、論文試験及び面接試験のいずれかが一定の基準に達していない場合は、不合格とします。

・試験の結果については、令和８年 12 月 15 日（火曜日）以降に、全受験者に通知します。なお、電話でのお問い合わせにはお答えできません。

（４）合格から採用まで

・合格者は、試験の合計得点の高い順に「採用候補者名簿」に登録され、その登録順に採用予定者を決定します。

・「採用候補者名簿」に登録された採用予定者以外の者は、採用予定者の採用辞退等で欠員が生じた場合に、名簿順に従って、その都度採用予定者とします。

・採用決定にあたり、当該名簿に登録された採用候補者に事前に連絡を行いますが、本人の都合により辞退された場合は、「採用候補者名簿」順位の最後尾に再登録となります。

・合格後、あるいは「採用候補者名簿」に登録後、受験資格がないことや申し込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格・登録を取り消すことがあります。

4　面接試験日時・場所

（１）日時

令和８年 12 月 10 日（木曜日）

９時 30 分～17 時 00 分のうち、本市が指定する時間

（２）場所

大阪市役所（大阪市北区中之島１－３－２０）

※詳細は、後日送付する受験票にて確認してください。

5　申込方法

（１）受付期間

令和８年 11 月６日（金曜日）～11 月 30 日（月曜日）必着

※当日消印ではなく必着です。

（２）提出書類

①大阪市臨時的任用職員採用申込書

※過去３か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず添付してください。

②申し立て書

③論文

※本市所定様式にて作成してください。

④返信用封筒（受験票送付用）

※定型封筒（長形３号）を使用してください。

※必ず宛先を記載のうえ、110 円切手を貼付してください。（切手がない場合は、受験票を発送しません。）

（３）提出方法及び提出先

①提出方法

提出書類一式を封筒に入れ、簡易書留により提出してください。料金不足の場合は受け付けません。また、持参による受付は行いません。

※簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。

②提出先

〒530-8201　大阪市北区中之島１丁目３番 20 号

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課（母子保健グループ）

※封筒の表に、「こども青少年局子育て支援部管理課（母子保健グループ）　臨時的任用職員採用申込書　在中」と朱書きで記載してください。

（４）受験票の送付

受験票は、応募資格を確認のうえ、令和８年 12 月７日（月曜日）までに到着するよう発送する予定です。同年 12 月８日（火曜日）午前中までに届かない場合は、同日午後５時までに、こども青少年局子育て支援部管理課まで、必ずご連絡ください。

６　募集要項、申込用紙の配付場所

・大阪市ホームページ（下記よりダウンロード）

トップページ ⇒ 市政 ⇒ 職員等採用 ⇒ 臨時（アルバイト）・非常勤嘱託委員などの募集 ⇒ 期間の定められた職員採用 ⇒ 期間が１年以内のもの

・大阪市こども青少年局子育て支援部管理課

大阪市北区中之島１－３－２０　大阪市役所２階

こども青少年局子育て支援部管理課（母子保健グループ）

７　勤務条件

（１）勤務日

原則として、月曜日から金曜日

（２）勤務時間

原則として、午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分（休憩 45 分）

（３）休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

（４）時間外勤務

必要に応じて従事していただきます。

（５）休暇等

年次有給休暇	令和９年１月１日～令和９年３月 31 日： 5日間
特別休暇	・結婚休暇　・忌引休暇　・生理休暇　・妊娠障害休暇 ・産前産後休暇　・配偶者分べん休暇　・育児参加休暇 ・育児時間休暇　・子の看護休暇　・短期介護休暇 ・ドナー休暇　・出生サポート休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合　など

※勤務労働条件等にかかる詳細については、採用決定後にお知らせします。

（６）給料等

月額 227,824 円（地域手当を含む。令和８年 4 月現在）

※採用時に変更されることがあります。職歴等がある方についてはその経歴に応じて加算されることがあります。

※その他、通勤手当（１か月あたり上限 55,000 円までで、最も経済的な経路の６か月以内の最長の定期券額）、超過勤務手当（勤務実績に基づき支給）、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当等があります。

（７）その他

・社会保険あり（大阪市職員共済組合）

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

8　試験結果の開示

採用予定とならなかった場合、試験結果（得点及び順位）の開示を希望される場合は、令和８年 12 月 15 日（火曜日）から同年 12 月 28 日（月曜日）までの間（市役所開庁日の午前 9 時 30 分から正午、午後 1 時 30 分から午後 5 時）で、こども青少年局子育て支援部管理課において開示します。必ず事前に電話連絡の上、受験者ご本人であると確認できる書類（運転免許証、パスポート、健康保険証等）を持参してください。

9　その他

（１）この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

（２）合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。

（３）受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

受験にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得たうえで受験申込を行うようにしてください。

大阪市職員基本条例（抜粋）

（倫理原則）

第４条　職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第８条　市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

２　職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

その他遵守すべき事項の例

・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
・入れ墨の施術を受けないこと

【この試験についての申込先・お問合せ先】
大阪市こども青少年局子育て支援部管理課（母子保健グループ）
〒530-8201
大阪市北区中之島１－３－２０　大阪市役所２階
電話：06-6208-9966　FAX：06-6202-6963